



生命共済事業約款の暴排条項に基づく重大事由解除の可否

神奈川大学法学研究所客員研究員、内山アンダーライティング（株）取締役

長谷川 仁彦

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評訳はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評訳は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評訳者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

控訴審 広島高裁令和6年10月4日判決、令和6年（ネ）第119号、保険金請求控訴事件、控訴棄却、判タ1528号59頁、上告、上告受理申立

原 審 広島地裁尾道支部令和6年3月26日判決、令和5年（ワ）第65号、保険金請求事件、請求棄却

1. 本件の争点

原審が、締結時より後になされた約款の改正により付加された暴力団排除条項に基づき生命共済契約のY（被控訴人・被告○○協同組合連合会）がした生命共済契約の重大事由による解除は有効であるとして、X（控訴人・原告、共済金受取人）の請求を棄却したところ、Xはこれを不服として本件控訴を提起した。

本件においては、（1）本件暴排条項が更新後の生命共済契約に適用されるか、（2）Yが、本件暴排条項に基づき、生命共済契約を解除し、共済金の支払を拒絶することが信義則違反又は権利濫用となるかが争点となった。

2. 事実の概要

- (1) 本件は、Xの配偶者訴外A（共済契約者兼被共済者）がYとの間で生命共済契約を締結（保障開始日平成17年5月1日）していたところ、Aが死亡した（令和4年6月*日）として、Xが、Yに対し、死亡共済金（保障期間に応じて400万円、又は230万円）及び遅延損害金の支払を求めた事案である。
- (2) 平成26年改定の生命共済事業約款において、次の各条項が設けられた。（以下「本件暴排条項」という。（その後、暴排条項が変更されている。）筆者記入）
 - ア 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当する場合には、Yは、共済契約の更新を拒むことができる。（第9条2項4号①）
 - イ 前記アの場合、被控訴人Yは、将来に向かって共済契約を解除することができる。（第13条の2第1項4号）

ウ 前記イにより共済契約を解除した場合において、前記アの事由が生じた時から解除した時までに発生した支払事由については、共済金を支払わないものとする。(第13条の2第2項)

(3) Aの死亡時の前後を通じて、Xは指定暴力団の構成員であった。

(4) 令和4年7月6日、Xは、Yに対し、死亡共済金の支払請求をした。

これに対し、前記(3)の事実を認識したYは、同月25日付で、Xに対し、本件暴排条項に基づき、共済金受取人であるXが暴力団員であることを理由に、本件共済契約を解除する旨の意思表示をし、死亡共済金の支払請求を拒絶した。

3. 判旨（控訴棄却）（上告、上告受理申立）

(1) 「当裁判所は、Yがした本件解除は有効であり、Xの請求には理由がないと判断する。その理由は、次のとおりである。」

(2) 争点1（本件暴排条項が本件共済契約に適用されるか）

「…本件共済契約の共済期間は基本的に1年であり、毎年4月1日に更新されるものであるから、本件解除は、令和4年4月1日に更新された本件共済契約を対象とするものということになる。そうすると、Yが解除した本件共済契約には、平成26年約款で付加された本件暴排条項が適用されることになる。」

「(2) これに対し、Xは、…本件暴排条項のような不利益条項を遡及的に適用することは許されない旨を主張する。

しかしながら、…本件共済契約は、…1年ごとに更新されるものであり、平成26年約款で付加された本件暴排条項の適用を前提に更新されたものである…。

また、Xが当審において、本件暴排条項は保険法57条3号に反するから、同法65条2号により無効となる旨主張するが、同法57条3号は、生命保険契約の解除事由として、『保険者の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該生命保険契約の存続を困難とする重大な事由』を生命保険契約の解除事由として定めているところ、死亡共済金の受取人が反社会的勢力に属するという事実は、正にYあるいは、X(共済契約者?)に対する信頼を損ない、生命共済契約の存続を困難とさせる重大な事由ということができる。本件暴排条項が保険法57条3号に反する特約に当たるものと認めることはできない。」

(3) 争点2（Yが、本件暴排条項に基づき、本件共済契約を解除し、共済金の支払を拒絶することが信義則違反又は権利濫用となるか否か）

「Xは、…被控訴人が、本件暴排条項に基づき、本件共済契約を解除し、共済金の支払を拒絶することが信義則違反又は権利濫用となる旨を主張する。

しかしながら、本件暴排条項は前記のとおり本件共済契約に適用されるべきところ、Yは、本件暴排条項に基づいて、本件共済契約を解除し、共済金の支払を拒絶したものであって、本件記録を子細に検討しても、Yによる前記の行為が、信義則に違反し、又は権利濫用に当たると評価すべき事情は認めるに足りない。」

(4) 結論「以上によれば、Yによる本件解除は有効であり、Xの本件共済契約に基づく死亡共済金の支払請求を拒絶することが許容される…本件控訴は理由がない…。」

4. 評釈（判旨賛成・理由付けに一部疑問）

本件は、更新継続中の生命共済契約の内容が変更付加された暴排条項の共済約款が適用され、モラルリスクの有無にかかわらず共済金受取人の属性のみをもって解除事由に該当すると最初に判示したものであり意義あるものである。

さらに、定型約款である生命共済約款変更につき、その手続き、目的、周知方法等実務上参考となる。また、重大事由による解除権に関する片側的強行規定の適用につきその根拠を示していない点につき検証する要がある。

（1）争点1（本件暴排条項が本件共済契約に適用されるか）について

① 共済契約の更新と継続

本件共済契約は、共済契約者が共済期間満了の日の1か月前までに契約を更新しない意思または共済契約の型を変更する意思をこの会に通知しない限り、実施規則の定めるところにより1年毎に更新して継続される¹⁾。

② 定型約款である共済約款の変更

普通保険約款は「定型約款」に該当し²⁾、共済約款も同様である（保険法2条）。

「定型約款の変更」は、改正民法の施行以前に成立した定型取引の契約についても、定型約款の変更によって内容を変更することができる³⁾。民法の定型約款の規定は、2020年4月1日施行の定型約款の変更に関する548条の4の規定によって定型取引（i 特定の者が、不特定多数の者を相手方として行う取引であること、ii その内容の全部または一部が画一的であることが、当事者双方にとって合理的であること）の契約内容を変更する条項について、事後的に一方当事者（定型約款準備者）が変更をすることができる。

その要件は、定型約款の変更により、定型取引の契約内容を変更できるのは、i 相手方の一般的利益に適合するとき、ii 契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときである。

③ 暴排条項導入について

暴排条項が導入は、生命共済で相互に補償する契約目的に反せず、共済事業者も公共性を有する社会的責任があること、業務の適切性及び健全性を確保するために、変更の必要性が求められ、変更後の内容の相当性が認められることから、その他の変更に係る事情に照らして合理性があると判示している⁴⁾。

なお、本件生命共済事業約款（約款変更）第114条に、「共済期間中であっても、約款を変更する必要が生じた場合には、民法548条の4（定型約款の変更）に基づき、契約内容を変更することができる。」と定めている。

1) 同会共済規約11条（共済契約の更新）に規定する。

2) 山下友信『保険法（上）』171頁～173頁（2018年・有斐閣）。

3) 沖野真巳「第5章 改正後民法における約款の変更について」62頁（2019年・金融法務研究会報告書）。

4) 広島高裁岡山支部平成30年3月22日判決金判1546号33頁は、反社会的勢力を社会から排除していくことが、保険会社として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保することにあると解されるところ、その趣旨は正当なものとして是認できる。とする。

④ 共済事業者（定型約款準備者）による約款内容の変更と表示義務

共済事業者は、共済約款の変更は、ア 変更の効力発生時期を定める、イ 定型約款を変更する旨、変更後の定型約款の内容、効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知する⁵⁾（民法第 548 条の 3 第 1 項）。

効力発生時期が到来するまでに、本件は、業務内容を記した情報誌にて約款を変更することとその内容を共済契約者に対して通知し、当該情報誌の発行時期が定められ、内容も正確に周知していると推察できる（民法第 548 条の 3 第 1 項）。

（2）争点 2（Y が、本件暴排条項に基づき、本件共済契約を解除し、共済金の支払を拒絶するこ とが信義則違反又は権利濫用となるか否か）について

① 重大事由による解除と暴排条項の導入

反社会的勢力排除条項を重大事由による解除権の一事由として導入したのは、国の指針である、企業が暴力団をはじめとする反社会的勢力との一切の関係を遮断することを基本原則とする「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）を受け、金融庁は、平成 20 年 3 月「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正し、保険業界に対し、反社会的勢力の排除に関する条項の導入を求めた（監督指針 II-4-9）。生命保険協会は、これを受け、生命保険会社が参考の用に供するため、保険約款に暴排条項の規定例を策定した⁶⁾⁷⁾。現在、保険会社は、この規定例を参考として、暴力団排除条項を保険約款に定めている。

② 重大事由による解除事由における暴力団排除条項の位置づけ

保険約款における暴力団排除条項は、保険法 57 条 3 号の事由である「前 2 号に掲げるものの他、保険者の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該生命保険契約の存続を困難とする重大な事由」に該当するとき解除ができる。

保険契約における暴排条項の位置付けは、学説上、大きく分けて次のとおりである⁸⁾。その 1 が、暴排条項は保険法 57 条 3 号事由との関係で把握する見解が認められる。a. 3 号事由の包括規定を具体化したものと整理する⁹⁾。その根拠として、反社会的勢力はモラルリスクを招来する高度の蓋然性があるので「信頼関係を損ない」、「契約の継続を困難性」があるとして包括的事由を具体化した条項であるとする¹⁰⁾。つぎに、b. 「重大事由による解除」の要件である「信

5) 民法第 548 条の 4 第 3 項。

6) 生命保険協会「反社会的勢力への対応」<https://www.seiho.or.jp/activity/antisocial/>

7) 日本損害保険協会も平成 25 年 6 月、反社会的勢力への対応に関する基本方針と約款の規定例を策定。

8) 暴排条項と重大事由解除との関係については、大野徹也「保険契約の排除条項と重大事由解除の規律」金法 2035 号 38 頁（2016 年）が詳細分析されている。

9) 日本生命保険生命保険研究会編『生命保険の法務と実務』（第 3 版）316 頁（平成 28 年・きんざい）は、暴排条項は重大事由による解除の包括条項を具体化した規定とする。山下友信・永沢徹編著『論点体系 保険法 2』214 頁（山下典孝）（平成 26 年・第一法規）、坂本貴生「著しい重複加入による重大事由解除」保険学雑誌 第 638 号 28 頁（2017 年）包括条項の具体化とする。

10) 藤本和也「重大事由解除に基づく反社会的勢力排除の法理」保険学雑誌 633 号 85 頁（2016 年）。

前掲注 9) 日本生命保険生命保険研究会編『生命保険の法務と実務』316 頁も同様の見解。

頼関係の破綻」「契約存続の困難性」があることにつき、モラルリスク排除を目的とするものであることから、不正請求の蓋然性が認められるときとする（不正請求がないものまで解除することには疑義を生じるとする^{11) 12)}）。c. 保険約款の暴排条項は、反社会的勢力との関係遮断の取組みが強く義務付けられていることからその属性をもって解除事由としている。これは反社会的勢力等の属性自体が信頼関係破壊・契約継続困難を基礎づけるから、暴排条項は、不正請求の蓋然性の有無を問わず有効であるとする見解が認められる¹³⁾。

保険法 57 条「重大事由による解除」の 3 号事由の抽象性から、保険契約者等の保護の観点から不利益となる規定は片面的強行規定にてその効力を制限する（保険法 33 条 1 項・65 条 2 号・94 条 2 号）。そのため、反社会的勢力に該当するという属性のみで保険契約の解除を認める暴排条項は、保険法に定める重大事由解除にかかる規定に比して、保険契約者、被保険者または保険金受取人に不利な特約として無効になるおそれがある^{14) 15) 16)}。法務省の一見解¹⁷⁾は、単に反社会的勢力という属性のみで解除権の行使ではなく、具体的な違法・不当行為があった場合に総合的に判断する必要があるとして無効とすることに親和性を有している。

その 2 として、国からの反社会的勢力との関係遮断への取組みが強く求められ策定された暴排条項は、重大事由解除とは別個の解除権と位置づける見解が認められる¹⁸⁾。本見解は、保険法 57 条の重大事由解除の規定と暴排条項は、解除という効果は同じであるが、重大事由解除が主にモラルリスク排除を目的とする規定であるのに対して、暴排条項は暴力団を社会から根絶するという政策的な目的のための規定であり、また、射程範囲及び要件も異なる。これらを踏

11) 甘利公人「日本共済協会平成 25 年度第 1 回・第 2 回共済理論研究会報告要旨」共済と保険 2014 年 2 月号 24 頁、潘阿憲「生命保険契約と重大事由解除」生命保険論集 192 号（2015 年）20 頁、潘・前掲 28 頁「重大事由解除制度は、…保険契約者などが反社会的勢力であることが、直ちに保険者の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする評価してよいか、なお慎重に検討すべきである。」。

12) 勝野義孝「重大事由による解除」落合誠一=山下典孝編『新しい保険法の理論と実務』212 頁（2008 年・経済法令研究会）は、信頼関係の破壊などは、保険者が受けたリスクを人為的に高める事情（モラルリスク）に関する要があると説明する、甘利公人「日本共済協会平成 25 年度第 1 回・第 2 回共済理論研究会報告要旨」共済と保険 2014 年 2 月号 23 頁。

13) 天野康弘「重大事由解除と反社会的勢力の排除について」保険学雑誌 629 号（2015 年）181 頁。

14) 甘利公人ほか『ポイントレクチャー保険法』（第 4 版）40 頁（2025 年・有斐閣）において、属性のみをもって信頼関係が破綻したとはいえないでの、片面的強行規定の面から問題であると指摘する。遠山聰「反社会的勢力排除条項に基づく保険契約の解除」ジュリスト 1539 号 115 頁同旨。

15) 吉澤卓哉ほか『考える保険法』71 頁〔野口タ子〕（2024 年・法律文化社）。

16) 大野徹也「保険契約の排除条項と重大事由解除の規律」金法 2035 号（2016 年）43 頁は、「…かかる保険契約に関しては、保険契約者などが反社会などに該当する事実は、それ自体が 3 号解除事由にいう信頼関係の破壊などに該当することができ、暴排条項及びこれに基づく解除は、重大事由解除に関する保険法の片面的強行規定に相反するものではないと考えられる。」とする。

17) 法務省『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針に関する解説（5）』

<http://www.moj.go.jp/content/000061959>

18) 山本啓太「共済契約者が暴力団員であることを理由とする共済金支払い拒否の可否」法律のひろば 2016 年 1 月号 60 頁、肥塚肇雄「反社会的勢力の排除」事例研レポ 295 号（2016 年）10 頁。

まあれば、暴排条項は重大事由解除の特約ではないとみなし、片面的強行規定性に反しない¹⁹⁾と解する有力な見解が認められる^{20) 21)}。

私見は、告知義務違反による解除（保険法 28 条、55 条、84 条）、危険増加による解除（保険法 29 条、56 条、85 条）と重大事由による解除（保険法 30 条、57 条、86 条）は、いずれも保険事故のリスクを担保するものであるが、暴力団排除条項は、保険契約者、被保険者、保険金受取人の属性をもって解除するもので異質である。異質の理由は、暴排者によって保険契約が不当に利用されることで保険者の公共的信頼・健全な運営、保険集団の公平性、国民の安全・平穏な生活の確保が損なわれることを、政策的な観点から導入されたのが暴排条項であることから、従来の重大事由による解除権とは別の性質を有する解除権と考えられる。重大事由による解除の一事由として規定の経緯は、金融庁当局者の解説によると、保険法上、保険契約者等を保護する観点から保険会社による解除事由が除斥期間、因果関係不存在特則等制限されていることから業界での暴排条項の導入について慎重に検討が進められたという説明をしているが定かではない²²⁾。

暴排条項は、先に見た通り現実にモラルリスクに必ずしも直接に繋がらない人的属性を解除事由としているのは、反社会的勢力者が保険契約者の地位を利用して法的責任を超えての不当な要求、暴力的な要求行為、脅迫的行為等（平成 23 年 12 月 22 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」）を排除することが、社会の秩序や公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保できると考えられた点などであり、重大事由による解除権とは別個独立²³⁾したものと解するのが妥当ではないかと考える。

19) 宮根宏一「片面的強行規定の『趣旨』との抵触に関する判断と脱法行為論」保険学雑誌 614 号（2011 年）5 頁（注 12）「当該条項を重大事由とは別の制度と位置付けるのであれば、重大事由解除に関わる片面的強行規定の趣旨との抵触の有無が問題となる可能性がある。」と疑問を呈している。

20) 三宅新「重大事由解除の片面的強行規定に関する比較法的考察—ドイツの隠れたオブリーゲンハイト法理から導く解釈論—」生命保険論集 230 号（2025 年）125 頁「3 号事由として解除・免責を認めたものに過ぎないものであって、別の理由での解除・免責事由を定めることを禁じるという趣旨は導けない。そうすると、反社会的勢力とは、まさにこの別の理由による解除・免責事由といえる…決して片面的強行規定性を巡って包括条項と対比すべきものではない。」、山下友信『保険法（下）』533 頁（2022 年・有斐閣）において「端的に、反社会的勢力の排除という国の政策を実現するための手段として重大事由解除の事由を拡張する立法に準じた措置が取られたものと説明すべきである。」とすると、約款規定として重大事由による解除規定の一事由としていることにつき疑義がる。また、山下（友）前掲書 509 頁「…保険法に法定されている解除権以外の解除権の約定が保険法の片面的強行規定性により認められないという理由にあったとすれば、正当な解釈とは言えない。」。

21) 山下友信教授コメント事例研レポ 329 号（2020 年）「敢えて議論を招く重大事由解除として位置づけられたのは、保険法では保険者による解除は、告知義務違反による解除、危険増加による解除、および重大事由による解除に限定されているということが考慮されたという事情があったという説明を聞くことがある」とする。

22) 國吉雅男「監督指針・監督方針のポイントと各業態における反社排除の取組み」金融法務事情 1938 号 42 頁（2012 年）。

23) 福島雄一「暴力団排除条項と生命保険契約の当事者の属性に関する一考察」生命保険論集 225 号（2023 年）32 頁「反社会的勢力の排除を排除という政策目的による解除権の濫用の弊害とその対策が可視化され、政策はよりよく達成される。」。

③ 関連判決文

保険約款に規定する暴排条項に基づき保険契約の解除が有効であるか否かが争われた。法人契約の代表者を被保険者とする保険契約において、その代表者の行為は反社会的勢力の不当な活動に積極的に協力、支援し、反社会的勢力との関係を積極的に誇示するものであり、約款に規定する「その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること」に該当し、解除は有効であるとされた（広島高裁岡山支部平成30年3月判決22日金判1546号33頁）。

つぎに、自動車保険の契約者、記名被保険者及び被保険自動車の所有者名義は他人名であるが、実質的には指定暴力団員が被保険自動車の所有者であり、契約者であるとして、実際と異なる者を保険契約者等とする保険契約を締結させたもので暴排条項導入されていないが、重大事由による解除の保険法30条3号事由に該当するとし、実質的な保険契約者などが指定暴力団に属しているという属性をもって解除しているとみられる（宇都宮地裁平成29年11月30日判決自保ジャーナル2025号149頁）。

また、同様暴排条項導入前の契約であるが、生命共済の契約者兼被共済者が、何者かに刃物で刺され死亡したため、相続人らが共済者に対し共済金の支払を求めた事案につき、共済契約者が暴力団員であることを理由とする共済金支払い拒否の可否につき、共済事業者が錯誤無効、公序良俗に反したものである等との主張に対していずれも否定された（福岡高裁平成26年5月30日判決生保判例集25巻733頁、原審福岡地裁平成26年1月16日判決金判1438号36頁）。

（3）本件の検討

① 本件暴排条項が本件共済契約に適用されるかについて

本件は「本件共済契約は…1年ごとに更新されるもので、平成26年約款で1年ごとに更新されるものであり、平成26年約款で付加された本件暴排条項の適用を前提に更新されたものであるから、遡及的適用は問題とはならない…。」と判示する。

先に見た通り共済契約の更新と継続は、共済契約者が共済期間満了の日の1か月前までに契約を更新しない意思をこの共済者に通知しない限り、実施規則の定めるところにより1年ごとに更新される。更新された共済契約は、更新の前後によって保険契約の連続性を否定するものではなく、生命共済としての同質性を長期に継続していくものである。

② 平成26年に共済契約の約款変更し本件暴排条項が付加されたもので、その前に成立した共済契約に適用の有無ならび不利益条項が遡及的に適用されるかについて共済約款も定型約款であることから、生命保険約款と同様約款内容の変更が認められる（民548条の4）。平成26年の約款変更は、先述のとおり国が反社会勢力との関係を完全遮断するという考え方のもと共済約款にも規定されたもので、共済契約者が更新を拒否の意思表示をしない限り、変更された約款内容にて共済契約は継続するので、遡及的適用の問題は生じないから、本判旨は妥当である。更新されない共済契約は変更約款の適用の余地はない。

③ 本件暴排条項は保険法57条3号に反するから同法65条2号により無効となるとの主張について

本件は、「死亡共済金の受取人が反社会的勢力に属するという事実は、共済事業者あるいは、共済契約者に対する信頼を損ない、生命共済契約の存続を困難とさせる重大な事由」ということができる。そうすると、本件暴排条項が保険法57条3号に反する特約に当たるものと認め

ることはできない。」と判示し、反社会的勢力からの断絶の趣旨から、モラルリスクの有無にかかわらず属性のみをもって解除ができると判示している。

裁判所は、本件暴排条項について、保険法 57 条 3 号の重大事由による解除の包括事由を具体化した条項の立場から、本件暴排条項は片面部的強行規定（保険法 65 条）に反しないということで特段言及しなかったものと解される²⁴⁾。

なお、暴力団排除条項は重大事由による解除規定の包括条項の具体化と考えたとしても、金融庁は、既契約に変更後の約款に効力が及ぶとする見解は採っていないと考えられる²⁵⁾。この見解は、必ずしも重大事由による解除規定の包括条項を具体化したものとは考えていないのではないか。

④ 本共済契約の共済金受取人は、加入者 A（死亡共済金の場合、加入者の配偶者（第 1 順位）、子（第 2 順位）等）と定めている。第 1 順位は、配偶者である共済金受取人 X が反社会的勢力であるとき、重大事由による解除の対象となることは暴排条項から明らかである。共済金受取人は保険契約の当事者ではないが、同人が反社会的勢力のときは社会からの断絶の趣旨から解除するのは妥当である。

なお、仮に、共済金受取人が「子（第 2 順位）」で複数人のときで、その内の一人が反社会的勢力のとき、暴排条項による解除の対象となる。他の共済金受取人は反社会的勢力でないときの取扱いが課題となる。

⑤ 本件暴排条項に基づき、本件共済契約を解除し、共済金の支払いを拒絶することが信義則違反又は権利の濫用となるか否か

変更内容である暴排条項は、変更目的も合理性があり、その内容を Y が会の情報誌によって共済契約者に周知させたものであり、更新後の共済契約において効力を生じ、同条項に基づき解除したことは信義則反するものではなく、同条項に基づき保険金支払いを拒否したことは、権利の濫用とはいえないと解される。

以上から、判旨に賛成する。しかし、重大事由による解除権の一事由として暴排条項は理論上の問題²⁶⁾ があることから、別個独立したものと位置づけた方が妥当であると解されることから、保険約款規定の改正等検討する時期ではないかと思われる。

24) 前掲注 9 山下（典）前掲書 215 頁「モラルリスク事案等の保険制度の健全性を害する行為の排除を目的とした重大事由解除の保険法の趣旨は暴力団排除条項の規定目的と合致すること、暴力団排除条項がもたらす効果も重大事由解除の予定する範囲内にあることから、当該条項が片面部的強行規定には実質的には反することにはならない…」として、判旨と同趣旨と思われる。

25) 金融庁「主要行等向けの総合監督指針、中小・地域金融機関向け総合的監督指針、信託会社などに関する総合的監督指針、保険会社向けの総合的監督指針、少額短期保険業者向けの総合的監督指針…」コメントの概要及びコメントに対する考え方（反社会的勢力による被害の防止関連）

<https://www.fsa.go.jp/news/19/20080326-3/15a.pdf>

26) 鈴木正人「共生者排除に係る出口対応の深化—保険暴排の裁判例を題材に—」金融法務事情 2091 号 4 頁（2018 年）。